

平塚市週休2日制確保工事に関する Q&A
(建築工事、電気設備工事、機械設備工事)

令和8年7月

平塚市

目 次

- 1 「目的」関係
- 2 「対象工事」関係
- 3 「用語の定義」関係
- 4 「工事の実施」関係
- 5 「その他」関係

1 「目的」関係

Q1-1

週休2日制確保工事を実施する必要性とは。

A1-1

- 建設業界では、就業者の高齢化や担い手不足などが進んでおり、将来にわたり安定的に社会インフラ等を支える役割を果たし続けるためには若手技術者の確保・育成が重要な課題となっております。
- 改正労働基準法では、令和6年4月から建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されるなど建設業における働き方改革を推進していく必要があります。
- 本市発注工事においても建設現場の就労環境の改善に向け就労者の週休2日の確保に向けた取組を推進します。

2 「対象工事」関係

Q2-1

週休2日制確保工事の対象はどのように決めているのか。

A2-1

- 原則、すべての工事を対象とします。
- 対象工事となった場合は、公告文兼入札説明書にその旨を明示しています。

Q2-2

対象外工事とは、具体的にはどのような工事のことをいうのか。

A2-2

- 対象外となる工事は次のとおりです。
【対象外となる工事の例】
 - (1) 設計時に4週8休を考慮していない工事
 - ・ 通年維持工事
 - ・ 施工期間が極端に短い工事等
 - ・ 製造業者、専門工事業者の見積り等による工事
 - (2) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事
 - ・ 災害復旧工事、緊急随契工事等
 - ・ 現場特性により施工時間や施工期間に制約があると判断される工事
 - (3) 作業可能期間が限られている等の工期に厳しい制限がある工事
 - ・ 学校の夏休み期間中の工事等
 - (4) その他対応が困難と発注者が判断した工事
 - ・ 施設所有者、管理者及び利用者等からの要望により施工時時期や作業時間に制限がある工事
 - ・ 通学時間帯の中断など地域社会からの要望により中断対応が想定される工事等
 - ・ 公共建築工事積算基準等（国土交通省大臣官房庁営繕部）によらない工事

3 「用語の定義」関係

Q3－1【通期の週休2日、月単位の週休2日、完全週休2日】

上記区分の違いは何か。また、祝日に休工した場合、現場閉所日等に含めてもよいのか。

A3－1

- 通期の週休2日は、現場着手日から現場完成日までの期間において4週8休以上の現場閉所又は現場休息を行ったと認められる状態をいいます。
- 月単位の週休2日は、通期の週休2日を達成し、かつ対象期間内の全ての月ごとに4週8休以上の現場閉所日等を設けることをいいます。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では4週8休に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所日数現場閉所日等を設けている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなします。
 なお、現場閉所日等を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとします。
- 完全週休2日は、月単位の週休2日を達成し、かつ対象期間内の全ての週ごとに、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日等に指定し、2日以上現場閉所日等を設けることをいいます。
 ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週に土曜日及び日曜日がある場合は土曜日及び日曜日を現場閉所日等とし、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所等を行っていれば、達成しているものとみなします。
 なお、受注者の責によらず土曜日や日曜日に現場作業を行わざるを得ない場合は、事前に受発注者間で協議した上で、同一の週内で土曜日及び日曜日に代わる曜日を現場閉所日等に指定することができるものとします。
 また、ここでいう週の定義は、「土曜日から金曜日まで」を基本とします。
- 土日、祝日を問わず現場閉所又は現場休息が出来た場合は、日数にカウントしても問題はありません。
- 原則、分離発注の週休2日又は完全週休2日の達成の判断は工事現場ごととしますが、発注時期や工事内容によって発注工事単位とする場合がありますので別途監督員と協議してください。
- 同一の工事現場での分離発注工事（A、B、C3社）で下記表の現場閉所（現場休息）の場合の計算例や考え方は以下となります。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
A社		閉所	閉所						閉所	閉所						4日
B社		閉所	閉所			休息			閉所	閉所						5日
C社	休息	閉所	閉所							閉所						4日

【計算例】

A社：現場閉所日（現場休息日） $4 \div 15 \text{日} = 26.66\% \leq 28.5\% \Rightarrow 4\text{週}7\text{休以上}4\text{週}8\text{休未滿}$
 B社：現場閉所日（現場休息日） $5 \div 15 \text{日} = 33.33\% \geq 28.5\% \Rightarrow 4\text{週}8\text{休以上}$
 C社：現場閉所日（現場休息日） $4 \div 15 \text{日} = 26.66\% \leq 28.5\% \Rightarrow 4\text{週}7\text{休以上}4\text{週}8\text{休未滿}$

【考え方】

※B社のみ週休2日となりA、C社は週休2日となりません。

また、B社は4週8休以上かつ土日の完全週休2日の要件を満たしておりますが、A社が4週8休未満でC社は4週8休未満かつ土曜日作業をおこなったためA、B、C社すべて完全週休2日となりません。

Q3-2【現場閉所日等】

現場閉所日等（現場閉所日又は現場休息日）は、土日で確保しなければならないのか。

A3-2

- 現場閉所日等を土日に指定しているものではありません。対象期間内で平日及び土日、祝日も含めて4週8休以上の現場閉所日等を求めるものです。
【4週8休以上：8日／28日(28.5%以上)】
- 完全週休2日を達成した場合のみ工事成績評定へ反映されます。通期の週休2日、月単位の週休2日の達成のみでは、工事成績評定には反映されません。

Q3-3【現場閉所日等】

現場に出勤後すぐに、降雨により作業を行わなかった場合は、現場閉所日等になるのか。

A3-3

- 現場代理人及び監理技術者が作業を実施せず、すぐに帰宅等していれば現場閉所日等とみなします。現場事務所等で事務作業などを実施している場合は、現場閉所日等として扱いません。
- 作業とは、「現場事務所、本社及び別現場等での事務作業を含めて、1日を通して当該工事に係る作業を行っていない状態」と定義としています。
- 作業を実施後に降雨で作業を終了しても、すでに作業を実施しているので、現場閉所日等とはなりません。

Q3-4【現場閉所日等】

当日、天候不良で現場閉所したが、監理技術者等が現場事務所ではなく、本社で事務作業を行った場合は、現場閉所日等として取り扱ってもよいのか。

A3-4

- 現場閉所日等は、現場や事務所での作業を含めて、一日を通して当該工事にかかる作業を行っていない状態とします。また、本社、別現場等で当該工事に係る事務作業を行った場合も現場閉所日等として取り扱うことはできません。

Q3-5【現場閉所日等】

1つの工事契約において、施工場所が点在している場合の現場閉所日等の考え方は。

A3-5

- 施工場所が点在している場合の現場閉所日等は、発注工事単位で判断することとします。

Q3-6【4週8休以上等】

週休2日（＝4週8休以上）の計算の考え方は。

A3-6

- 対象期間内における現場閉所日等の割合（28.5%以上）で判断します。なお、国土交通省と同様の取扱いとしています。

計算例 : 現場閉所日等 88 日 ÷ 対象期間 300 日
＝0.2933・・・（小数第3位までとし少数第4位を四捨五入）≒29.3%

Q3-7【現場着手日】

現場着手日の定義は。

A3-7

- 現場着手日は、原則、現場等に継続的に常駐を開始した日とし、現場での現場事務所の設置や測量等、実際に現場で作業を開始した日が該当します。
- 現場着手日については、各発注工事単位で工程表を提出した際に別途監督員と協議してください。
- 次の作業を行った場合は作業とみなす場合があります。
 - ・現場事務所設置前後で現場ではなく本社や別現場において当該工事に係る事務処理等の作業を行った場合
 - ・現場事務所を設置しない工事で当該工事に係る事務処理等の作業を行った場合

Q3-8【工事完成日】

工事完成日の確認方法は。

A3-8

- 工事完成通知書に記載された完成年月日となります。
- 工事完成日については、各発注工事単位で工程表を提出した際に別途監督員と協議してください。
- 施工終了後の後片付け、清掃等の作業の完了後に本社及び別現場において当該工事に係る事務処理等の作業を行った場合も作業とみなす場合があります

Q3-9【対象期間】

年末年始6日間（12月29日から1月3日）と夏季休暇3日間を対象外期間とするのは何故か。

A3-9

- 年末年始6日間、夏季休暇3日間は、建設業では連休とすることが一般的であり、また、受注者に休暇の取得を促すため、対象期間に含まないこととしています。
夏季休暇は個別に設定する3日間とします。夏季休暇の日程については監督員と協議し、決定してください。

Q3-10【対象期間】

天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間や工事事故等により現場が止まった場合の不稼働期間は対象期間に含まれるのか。

A3-10

- 受注者の責めに因らない事由により工事を実施できないと認められる場合は、原則として受発注者間の協議により、対象期間に含まないこととします。

Q3-11【対象期間】

工期末より早期に工事が完了した場合、対象期間はいつまでとなるのか。

A3-11

- 早期に工事が完了する場合でも、工事完成日までが週休2日の対象期間となります。

Q3-12【対象期間】

設計図書の変更に伴い、工期延長を行う場合の週休2日の考え方はどうなるのか。

A3-12

- 設計図書の変更を行った場合は、発注者にて週休2日が確保できる工期となるよう適切に工期設定を行い、工期延期の必要が認められる場合は、週休2日の対象期間も延長されます。

4 「工事の実施」関係

Q4-1【対象者範囲】

週休2日に取り組む対象は、全ての下請業者も含むのか。

A4-1

- 元請である受注者を対象としています。
- 現場代理人は、例外的に常駐を要しないことができるとされている場合を除いて工事現場への常駐が義務付けられています。そのため、受注者（現場代理人）が当該工事において現場閉所（現場休息）により休日を確保する場合は、必然的に現場施工を行うことが出来ないことから、下請け業者は対象に含みません。

Q4-2【工期変更】

週休2日を実施すると工期末までに工事が完了できなくなってしまう場合、これを理由に工期延期は認められるのか。

A4-2

- 発注時の工期算定については、4週8休により算出しているため、週休2日の確保を事由とした工期延期は認めていません。

Q4-3【工期変更】

週休2日確保以外のやむを得ない事由による工期変更は認めるのか。

A4-3

○ やむを得ない事由があると判断できる場合は、通常通り工期変更として問題ありません。なお、天候の不良は、工期算定で見込んでいるため除きます。

【やむを得ない事由の例】

- ・ 関連工事が原因で調整等の協力が必要と認められるとき
- ・ 工事用地等の確保ができない等
- ・ 天災等により工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき
- ・ 第三者による事故や住民対応などで作業が必要と認められるとき

Q4-4【工事成績評定】

月単位の週休2日を達成できなかった場合にペナルティはあるか。

A4-4

- 月単位の週休2日を達成できなかった場合でも、原則工事成績評定の減点はありません。ただし、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合など受注者側による不誠実な行為により週休2日が未達成となった場合には、例外的に減点を行う場合があります。

5 「その他」関係

Q5-1

週休2日実施の履行確認方法は。

A5-1

- 毎月、監督員に提出される「現場閉所実績書」（別紙2）の書類確認により、現場閉所（現場休息）を行った実績の確認を行います。